

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者会見資料②

令和6年5月29日

企画部企画政策課 担当：高清水

連絡先：022-358-0517

保健福祉部健康推進課 担当：伊藤

連絡先：022-358-0512

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定

本市では、危険な暑さから避難できる場所として、下記の施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定しました。クーリングシェルターは、環境省から熱中症特別警戒アラートが発表された場合に、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため開放される施設です。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ記事に取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 開放期間

6月17日（月）～10月23日（水）

※熱中症特別警戒アラート発表の有無に関わらず、
各施設の開放時間中は常時開放します。

2. クーリングシェルター指定公共施設一覧



No.	施設	開放日時
1	富谷市役所 1 階市民交流ホール (住所：富谷坂松田 30 番地)	平日 8：30～17：30
2	富谷中央公民館 (住所：富谷西沢 13 番地)	平日、土・日曜日、祝日 9：00～17：00
3	富ヶ丘公民館 (住所：富ヶ丘三丁目 1 番 28 号)	
4	東向陽台公民館 (住所：明石台一丁目 1 番地)	
5	あけの平公民館 (住所：あけの平二丁目 22 番地 14)	
6	日吉台公民館 (住所：日吉台二丁目 22 番地 15)	
7	成田公民館 (住所：成田一丁目 1 番地 1)	火～日曜日（月曜日が祝日の場合は、 翌火曜日が休館日）9：00～17：00
8	富谷市総合運動公園スポーツ交流館 (住所：一ノ関驕合山 6 番地 8)	
9	富谷市まちづくり産業交流プラザ(TOMI+) (住所：富谷新町 95 番地)	
10	やすらぎパークとみや (住所：大亀漆穂二番 12 番地 2)	平日、土・日曜日、祝日 9：00～21：00
		火～日曜日（月曜日が祝日の場合は、 翌火曜日が定休日）9：00～17：00

※クーリングシェルターの表示等（のぼり旗やポスター）は、包括的連携協定を締結している大塚製薬の協力により作成しています。

気候変動適応法の改正概要

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、下記のとおり気候変動適応法が改正されました。改正気候変動適応法の施行により、熱中症特別警戒情報が創設され、市町村は指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルター）を指定できることとなりました。

【主な改正内容】

	現状	気候変動適応法の改正により措置	
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部署長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ →関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ⇒気候変動適応法第16条 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ	令和5年 6月1日施行
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像 	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） →法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に ⇒気候変動適応法第18条及び第19条	
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 ⇒気候変動適応法第21条 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） →地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底 ⇒気候変動適応法第23条	令和6年 4月1日施行

【熱中症特別警戒情報について】

1. 概要

改正気候変動適応法の施行により、熱中症特別警戒情報が発表された際は、県は自治体に、自治体は住民及び関係のある公私の団体に伝達することが義務となりました。

熱中症特別警戒情報の発表基準は「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合」とされています。

熱中症警戒情報の発信は令和6年4月24日から開始となり、発表までのタイミングとしては前日午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日午後2時頃に発表されます。

宮城県に熱中症特別警戒情報が発表された場合、富谷市からは住民向けにLINEやホームページなどで周知します。

2. 実施期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日

※令和6年度：4月24日（水）～10月23日（水）